

平成22年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

沖縄県監査委員報告第8号
平成23年12月21日

沖縄県議会議長 高嶺善伸 殿
沖縄県知事 仲井眞弘多 殿
沖縄県教育委員会委員長 中野吉三郎 殿
沖縄県公安委員会委員長 幸喜徳子 殿

沖縄県監査委員 又吉春三
沖縄県監査委員 幸地啓子
沖縄県監査委員 嘉陽宗儀
沖縄県監査委員 具志孝助

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により監査を実施しましたので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

	目	次
第1 監査の概要		1
1 監査対象年度及び監査実施期間		1
2 監査の実施方法及び実施方針		1
3 監査実施機関数及び実施状況		2
第2 監査の結果		8
1 財務に関する監査の指摘事項		8
2 事務に関する監査の指摘事項		10
3 部局別件数		10
第3 監査所見		11
1 収入事務の適正化について		11
2 支出事務の適正化について		12
3 契約事務の適正化について		13
4 財産管理の適正化について		13
5 事務処理の適正化について		13
6 会計事務の適正化について		14
第4 部局別の指摘事項		15
総務部		15
1 財務に関する事項		15
[収 入] 		15
① 徴収に努力を要するもの		15
② 現金亡失について		15
③ 建物賃料の遅延金について		15
[支 出] 		16
① 給与が過払いとなっていたもの		16
② 旅費が過払いとなっていたもの		16
③ 役務費の執行が適正でなかったもの		16
[契 約] 		16
① 契約事務が適正でなかったもの		16
② 一括契約によるべきもの		16
2 事務に関する事項		16
① システムの改善を求めるもの		16
企画部		17
1 財務に関する事項		17

[支 出]	17
① 給与が過払いとなっていたもの	17
[契 約]	17
① 契約事務が適正でなかったもの	17
② 契約内容が不適切であったもの	17
[財 産]	17
① 財産の登録がなされていなかったもの	17
② 公有財産の有効活用に努力を要するもの	18
環境生活部	18
1 財務に関する事項	18
[契 約]	18
① 契約事務が適正でなかったもの	18
② 契約方法について改善を要するもの	18
[財 産]	18
① 財産の登録がなされていなかったもの	18
福祉保健部	18
1 財務に関する事項	18
[収 入]	18
① 徴収に努力を要するもの	18
② 現金の取扱いが適正でなかったもの	19
[支 出]	19
① 給与が過払いとなっていたもの	19
農林水産部	20
1 財務に関する事項	20
[収 入]	20
① 徴収に努力を要するもの	20
[支 出]	21
① 給与が不足払いとなっていたもの	21
② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの	21
[契 約]	21
① 契約事務が適正でなかったもの	21
② 一括契約によるべきもの	21
③ 契約方法について改善を要するもの	21
2 事務に関する事項	21
① 特例民法法人の検査がなされていなかったもの	21

商工労働部	22
1 財務に関する事項	22
[収 入]	22
① 徴収に努力を要するもの	22
[支 出]	22
① 給与が過不足払いとなっていたもの	22
② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの	22
[契 約]	22
① 契約事務が適正でなかったもの	22
② 契約方法について改善を要するもの	23
[財 産]	23
① 財産の登録がなされていなかったもの	23
文化観光スポーツ部	23
1 財務に関する事項	23
[支 出]	23
① 給与が過払いとなっていたもの	23
土木建築部	23
1 財務に関する事項	23
[収 入]	23
① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	23
② 徴収に努力を要するもの	24
③ 請求事務が不適切であったもの	24
[支 出]	24
① 給与が過払いとなっていたもの	24
② 旅費が過払いとなっていたもの	24
[契 約]	25
① 契約事務が適正でなかったもの	25
② 一括契約によるべきもの	25
③ 契約方法について改善を要するもの	25
[工 事]	25
① 工事費の積算について留意を要するもの	25
[財 産]	25
① 財産の登録がなされていなかったもの	25
2 事務に関する事項	25
① モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの	25

出納事務局	26
1 財務に関する事項	26
① 給与が過払いとなっていたもの	26
企業局	26
1 財務に関する事項	26
[支 出]	26
① 給与が過払いとなっていたもの	26
[契 約]	26
① 契約方法について改善を要するもの	26
2 事務に関する事項	26
① 被服等貸与規程の適用を誤ったもの	26
病院事業局	26
1 財務に関する事項	26
[収 入]	26
① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	26
② 財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	27
[支 出]	27
① 給与が過不足払いとなっていたもの	27
② 旅費が過払いとなっていたもの	28
[契 約]	28
① 契約事務が適正でなかったもの	28
② 契約内容が不適切であったもの	28
③ 契約方法について改善を要するもの	28
2 事務に関する事項	29
① 診療報酬請求事務について努力を要するもの	29
② 薬品の管理が不適切となっていたもの	29
教育庁	29
1 財務に関する事項	29
[支 出]	29
① 給与が過不足払いとなっていたもの	29
[契 約]	30
① 予定価格の積算が過大となっていたもの	30
[財 産]	30
① 公有財産の有効活用に努力を要するもの	30
警察本部	30

1 財務に関する事項	30
[支 出]	30
① 給与が過払いとなっていたもの	30
② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの	30
各部局共通	31
1 財務に関する事項	31
[支 出]	31
① 消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの	31
② 支出負担行為が遅れていたもの	31
[契 約]	32
① 長期継続契約等で契約すべきもの	32
[財 産]	32
① 公用車両の利活用が図られていなかったもの	32

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査（以下「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査対象年度 平成22年度
- (2) 監査実施期間 平成23年1月18日から平成23年8月26日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 未収金の債権管理について
- (イ) 長期継続契約の適正執行について
- (ウ) 需用費の適正執行について

イ 事務に関する事項

(ア) 公有財産の適正な管理、運用について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	17	17	17	0
企 画 部	18	18	18	0
環 境 生 活 部	14	14	14	0
福 祉 保 健 部	23	23	23	0
農 林 水 産 部	36	36	36	0
商 工 労 働 部	11	11	11	0
文化観光スポーツ部	7	7	7	0
土 木 建 築 部	26	26	26	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	8	8	6	2
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	98	98	58	40
警 察 本 部	45	45	37	8
その他の行政委員会事務局	4	4	4	0
合 計	323	323	273	50

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室		水産海洋研究センター	平成23年 3月 9日 (〃 4月19日)
本庁各課	平成23年 7月14日～7月15日 (〃 8月 3日)	水産海洋研究センター石垣支所	〃 6月17日 (〃 7月13日)
消防学校	〃 3月 9日 (〃 4月12日)	工業技術センター	〃 3月15日 (〃 4月19日)
総務部		環境生活部	
本庁各課	平成23年 7月12日～7月13日 (〃 8月 1日)	本庁各課	平成23年 8月2日～8月4日 8月8日 (〃 8月10日)
宮古事務所各課	〃 5月17日～5月18日 (〃 6月 9日)	衛生環境研究所	〃 3月11日 (〃 4月13日)
八重山事務所各課	〃 5月31日～6月 1日 (〃 7月27日)	動物愛護管理センター	〃 3月 8日 (〃 4月13日)
東京事務所	〃 2月23日～2月24日 (〃 3月10日)	県民生活センター	〃 3月10日 (〃 4月15日)
自治研修所	〃 3月 8日 (〃 4月15日)	計量検定所	〃 4月22日 (〃 5月25日)
名護県税事務所	〃 4月12日 (〃 5月18日)	中央食肉衛生検査所	〃 3月11日 (〃 4月22日)
コザ県税事務所	〃 5月10日 (〃 6月 8日)	北部食肉衛生検査所	〃 3月 1日 (〃 4月26日)
那覇県税事務所	〃 6月 7日 (〃 7月15日)	平和祈念資料館	〃 2月 4日 (〃 3月23日)
自動車税事務所	〃 6月10日 (〃 7月26日)	福祉保健部	
企画部		本庁各課	平成23年 7月26日～7月29日 (〃 8月 9日)
本庁各課	平成23年 7月19日～7月22日 (〃 8月11日)	北部福祉保健所	〃 4月12日～4月13日 (〃 5月18日)
海洋深層水研究所	〃 2月10日 (〃 3月22日)	中部福祉保健所	〃 3月16日～3月17日 (〃 4月26日)
畜産研究センター	〃 3月 2日 (〃 4月18日)	南部福祉保健所	〃 3月16日～3月17日 (〃 4月20日)
農業研究センター	〃 4月19日 (〃 5月27日)	中央保健所	〃 3月16日～17日 (〃 4月22日)
農業研究センター名護支所	〃 4月13日 (〃 5月17日)	宮古福祉保健所	〃 5月17日～5月18日 (〃 6月 7日)
農業研究センター宮古島支所	〃 5月20日 (〃 6月10日)	八重山福祉保健所	〃 5月31日～6月 1日 (〃 7月12日)
農業研究センター石垣支所	〃 6月 3日 (〃 7月28日)	看護大学	〃 5月24日 (〃 6月 3日)
森林資源研究センター	〃 2月25日 (〃 3月 3日)	浦添看護学校	〃 5月11日 (〃 6月 2日)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
女性相談所	平成23年 2月 7日 (" 3月15日)	栽培漁業センター	平成23年 4月14日 (" 5月 9日)
若夏学院	" 3月10日 (" 4月14日)	商工労働部	
中央児童相談所	" 5月12日～5月13日 (" 6月 2日)	本庁各課	" 8月 2日～8月 4日 8月 8日 (" 8月10日)
コザ児童相談所	" 5月12日 (" 6月 1日)	大阪事務所	" 2月24日～2月25日 (" 3月 9日)
身体障害者更生相談所	" 2月23日 (" 3月 7日)	具志川職業能力開発校	" 3月14日 (" 4月12日)
総合精神保健福祉センター	" 3月 9日 (" 4月20日)	浦添職業能力開発校	" 3月14日 (" 4月12日)
農林水産部		文化観光スポーツ部	
本庁各課	平成23年 7月12日～7月15日 (" 8月 1日)	本庁各課	平成23年 8月 2日～8月 3日 (" 8月 9日)
北部農林水産振興センター各課	" 3月 1日～3月 4日 (" 4月18日)	芸術大学	" 5月25日 (" 6月 8日)
宮古農林水産振興センター各課	" 5月17日～5月20日 (" 6月 9日)	県立博物館・美術館	" 2月 9日 (" 3月 7日)
八重山農林水産振興センター各課	" 5月31日～6月 3日 (" 7月13日)	土木建築部	
中央卸売市場	" 2月22日 (" 3月14日)	本庁各課	平成23年 7月19日～7月22日 (" 8月 3日)
病害虫防除技術センター	" 3月11日 (" 4月14日)	北部土木事務所	" 4月12日～4月14日 (" 5月 9日)
中部農業改良普及センター	" 2月24日 (" 3月16日)	中部土木事務所	" 5月11日～5月13日 (" 6月 8日)
南部農業改良普及センター	" 4月21日 (" 5月27日)	南部土木事務所	" 6月 7日～6月 9日 (" 7月15日)
農業大学校	" 4月14日 (" 5月17日)	宮古土木事務所	" 5月19日～5月20日 (" 6月 7日)
中央家畜保健衛生所	" 6月10日 (" 7月12日)	八重山土木事務所	" 6月 2日～6月 3日 (" 7月27日)
家畜衛生試験場	" 4月 22日 (" 5月25日)	中城湾港建設事務所	" 4月19日～4月20日 (" 5月10日)
家畜改良センター	" 3月 1日 (" 4月14日)	下地島空港管理事務所	" 5月19日 (" 6月10日)
中部農林土木事務所	" 5月24日～5月25日 (" 6月 8日)	沖縄県ダム事務所	" 4月20日～4月21日 (" 5月26日)
南部農林土木事務所	" 4月26日～4月28日 (" 5月18日)	下水道管理事務所	" 4月10日～4月11日 (" 6月 1日)
南部林業事務所	" 3月 8日 (" 4月19日)	下水道建設事務所	" 5月10日 (" 6月 3日)
水産業改良普及センター	" 3月10日 (" 4月19日)	新石垣空港建設事務所	平成23年 6月 2日 (" 7月28日)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
出納事務局	平成23年 7月 8日 (" 8月 4日)	埋蔵文化財センター	平成23年 2月 17日 (" 3月 4日)
企業局		「石川青少年の家」	(" 1月 25日 " 2月 14日)
本庁各課	平成23年 6月 20日～6月 22日 (" 7月 22日)	「玉城青少年の家」	(" 1月 20日 " 2月 8日)
久志浄水管理事務所	(" 3月 4日 " 4月 12日)	本部高等学校	(" 2月 1日 " 3月 15日)
北谷浄水管理事務所	(" 2月 22日 " 3月 17日)	前原高等学校	" 1月 21日
水質管理事務所	(" 2月 23日 " 3月 17日)	美里高等学校	(" 1月 27日 " 2月 15日)
病院事業局		コザ高等学校	" 1月 19日
県立病院課	平成23年 7月 14日～7月 15日 (" 8月 2日)	北谷高等学校	(" 1月 20日 " 2月 8日)
北部病院	(" 6月 7日～6月 9日 " 7月 26日)	北中城高等学校	" 1月 28日
中部病院	(" 6月 14日～6月 16日 " 7月 12日)	宜野湾高等学校	" 1月 20日
南部医療センター・こども医療センター	(" 6月 14日～6月 16日 " 7月 25日)	西原高等学校	(" 1月 18日 " 2月 17日)
宮古病院	(" 6月 20日～6月 22日 " 7月 14日)	浦添高等学校	(" 1月 25日 " 3月 10日)
八重山病院	(" 6月 14日～6月 16日 " 7月 12日)	那覇国際高等学校	(" 1月 25日 " 2月 18日)
精和病院	(" 6月 8日～6月 9日 " 7月 25日)	開邦高等学校	(" 1月 18日 " 3月 10日)
教育庁		那覇高等学校	(" 1月 26日 " 2月 3日)
本庁各課	平成23年 7月 26日～7月 28日 (" 8月 2日)	那覇西高等学校	(" 1月 19日 " 2月 9日)
国頭教育事務所	(" 3月 2日～3月 3日 " 4月 14日)	豊見城高等学校	" 1月 18日
中頭教育事務所	(" 2月 8日～2月 9日 " 3月 16日)	豊見城南高等学校	" 1月 20日
那覇教育事務所	(" 2月 2日～2月 3日 " 3月 18日)	南風原高等学校	" 1月 21日
島尻教育事務所	(" 1月 27日～1月 28日 " 2月 7日)	向陽高等学校	(" 2月 26日 " 2月 18日)
宮古教育事務所	(" 2月 15日～2月 16日 " 3月 17日)	知念高等学校	(" 2月 25日 " 2月 8日)
八重山教育事務所	(" 2月 15日～2月 16日 " 3月 10日)	糸満高等学校	(" 1月 21日 " 3月 22日)
総合教育センター	(" 2月 1日～2月 2日 " 3月 15日)	久米島高等学校	(" 2月 9日 " 3月 22日)
県立図書館	(" 2月 4日 " 3月 11日)	八重山高等学校	(" 2月 5日 " 3月 28日)
		中部農林高等学校	(" 1月 21日 " 2月 14日)
		八重山農林高等学校	(" 2月 17日 " 3月 28日)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
美里工業高等学校	平成23年 1月 26日 (" 2月 8日)	警察本部	
那覇工業高等学校	" 1月 19日 (" 2月 17日)	本庁各課	平成23年 6月 28日～7月 1日 (" 7月 22日)
南部工業高等学校	" 1月 27日 (" 2月 7日)	警察学校	" 2月 3日 (" 3月 4日)
八重山商工高等学校	" 2月 16日 (" 3月 10日)	那覇警察署	" 2月 22日 (" 3月 18日)
那覇商業高等学校	" 1月 26日 (" 2月 9日)	浦添警察署	" 2月 14日 (" 3月 7日)
沖縄水産高等学校	" 2月 1日 (" 3月 7日)	宜野湾警察署	" 2月 10日 (" 3月 11日)
宮古総合実業高等学校	" 2月 17日 (" 3月 18日)	嘉手納警察署	" 2月 4日 (" 3月 3日)
泊高等学校	" 1月 27日 (" 3月 22日)	宮古島警察署	" 2月 14日 (" 3月 18日)
沖縄盲学校	" 2月 10日 (" 3月 23日)	八重山警察署	" 2月 14日 (" 3月 9日)
沖縄ろう学校	" 1月 18日 (" 2月 2日)	議会事務局	平成23年 7月 29日 (" 8月 18日)
名護特別支援学校	" 2月 3日 (" 3月 15日)	監査委員事務局	平成23年 7月 7日
美咲特別支援学校	" 1月 18日 (" 2月 15日)	人事委員会事務局	平成23年 7月 6日 (" 8月 26日)
大平特別支援学校	" 1月 28日 (" 2月 3日)		
鏡が丘特別支援学校	" 2月 8日 (" 3月 4日)	労働委員会事務局	平成23年 6月 28日 (" 7月 13日)
沖縄高等特別支援学校	" 1月 19日 (" 2月 2日)	選挙管理委員会事務局	平成23年 7月 20日 (" 8月 11日)

注： 監査対象機関は平成23年4月1日現在で表記してある。ただし、指定管理へ移行した機関は「」書きで表記してある。

監査実施期日欄の()書きの日付けは、監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成23年8月17日から8月26日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
企業局	石川浄水管理事務所、西原浄水管理事務所
教育庁	宮古青少年の家、石垣青少年の家、辺土名高等学校、北山高等学校、 名護高等学校、宜野座高等学校、石川高等学校、与勝高等学校、 与勝緑ヶ丘中学校、読谷高等学校、嘉手納高等学校、具志川高等学校、 球陽高等学校、普天間高等学校、陽明高等学校、首里高等学校、首里東高等学校 真和志高等学校、小禄高等学校、宮古高等学校、伊良部高等学校、 北部農林高等学校、南部農林高等学校、美来工科高等学校、浦添工業高等学校、 沖縄工業高等学校、宮古工業高等学校、名護商工高等学校、 具志川商業高等学校、中部商業高等学校、浦添商業高等学校、 南部商業高等学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校、宮古特別支援学校、 八重山特別支援学校、泡瀬特別支援学校、桜野特別支援学校、 那覇特別支援学校、森川特別支援学校
警察本部	豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、沖縄警察署、うるま警察署、 石川警察署、名護警察署、本部警察署

注： 監査対象機関は平成23年4月1日現在で表記してある。

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述してある。

1 財務に関する監査の指摘事項

(1) 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
徴収に努力を要するもの	13	税務課、青少年・児童家庭課、農政経済課、経営金融課、海岸防災課ほか19機関
現金亡失について	1	名護県税事務所
建物貸付料の遅延金について	1	八重山事務所総務課
現金の取扱いが適正でなかったもの	2	宮古福祉保健所、南部福祉保健所
収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	1	住宅課
請求事務が不適切であったもの	1	北部土木事務所
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	北部病院
計	21	

(2) 支出に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	30	管財課、統計課、福祉保健企画課、漁港漁場課、商工振興課、県立博物館・美術館、土木企画課、物品管理課、企業局総務企画課、県立病院課、八重山高等学校、浦添警察署ほか15機関
旅費が過払いとなっていたもの	3	自治研修所、北部土木事務所、県立病院課
役務費の執行が適正でなかったもの	1	自動車税事務所
支払い遅延により不経済支出となっていたもの	3	農業大学校、商工振興課、八重山警察署
消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの	1	農業研究センター名護支所ほか6機関
支出負担行為が遅れていたもの	1	基地対策課ほか6機関
計	39	

(3) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	対象機関
契約事務が適正でなかったもの	8	八重山事務所総務課、農業研究センター 石垣支所、中央食肉衛生検査所、動物愛護管理センター、農業大学校、具志川職業能力開発校、新石垣空港課、南部医療センター・こども医療センター
一括契約によるべきもの	4	八重山事務所総務課、八重山農林水産振興センター農林水産整備課、施設建築課 宮古土木事務所
契約内容が不適切であったもの	2	農業研究センター官古島支所、南部医療センター・こども医療センター
契約方法について改善を要するもの	6	中央食肉衛生検査所、北部農林水産振興センター森林整備保全課、浦添職業能力開発校、港湾課、企業局建設設計画課、精和病院
予定価格の積算が過大となっていたもの	1	総合教育センター
長期継続契約等で契約すべきもの	1	秘書課ほか23機関
計	22	

(4) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	対象機関
財産の登録がなされていなかったもの	4	水産海洋研究センター石垣支所、生活衛生課、企業立地推進課、情報産業振興課、空港課、新石垣空港課、南部土木事務所
公有財産の有効利用に努力を要するもの	3	工業技術センター、教育庁施設課、総合教育センター
公用車両の利活用が図られていなかったもの	1	基地対策課ほか5機関
計	8	

(5) 工事に関するもの

指摘の内容		対象機関
工事費の積算について留意を要するもの	1	南部土木事務所
計	1	

2 事務に関する監査の指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
システムの改善を求めるもの	1	総務私学課
特例民法法人の検査がなされていなかったもの	1	畜産課
モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの	1	都市計画・モノレール課
被服等貸与規程の適用を誤ったもの	1	企業局総務企画課
診療報酬請求事務について努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
薬品の管理が不適切となっていたもの	1	八重山病院
計	6	

3 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 务 監 査 事 項						事務監査 事 項	合 計
	収入	支出	契約	財産	工事	計		
知 事 公 室								
総 務 部	4	4	2			10	1	11
企 画 部		3	2	2		7		7
環 境 生 活 部			3	1		4		4
福 祉 保 健 部	7	2				9		9
農 林 水 産 部	3	2	3			8	1	9
商 工 労 働 部	1	3	2	1		7		7
文 化 観 光 ポ ツ 部		1				1		1
土 木 建 築 部	4	3	4	1	1	13	1	14
出 納 事 務 局		1				1		1
企 業 局		1	1			2	1	3
病 院 事 業 局	2	12	3			17	2	19
議 会 事 務 局								
教 育 庁		3	1	2		6		6
警 察 本 部		2				2		2
その他の行政委員会事務局								
共 通		2	1	1		4		4
計	21	39	22	8	1	91	6	97

第3 監査所見

平成22年度は、①未収金の債権管理、②長期継続契約の適正執行、③需用費の適正執行、④公有財産の適正な管理、運用を重点事項として監査を実施した。

その結果、未収金の徴収に努力を要するもの、長期継続契約で契約すべきもの、給与の過不足払いとなっていたもの、契約事務が適正でなかったものなどを、指摘事項として掲記している。

今後とも、法令遵守の徹底や現金管理の厳格化に取り組むとともに、内部牽制体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は60億1,028万円で、前年度より55.0%減少しているものの、特別会計の収入未済額は85億6,091万円で前年度より42.4%と大幅に増加している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は18億7,279万円で前年度より1.1%増加している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平の観点から、極めて重要な課題である。

これまでにも未収金対策として、督促や催告の充実強化、民間債権回収会社の活用、強制執行等の法的措置などによる取組みが行なわれてきた。

しかしながら、収入未済額の縮減への取組みは未だ十分とはいえないことから、引き続き、個々の滞納者の実態把握に努めるとともに、滞納者の初期段階での迅速な対応や債権管理マニュアルに基づき、適正な債権管理及び回収に努めていただきたい。

なお、多額の収入未済となっているものは下記のとおりである。

ア 総務部

県税（個人県民税、自動車税等）、土地貸付料

イ 福祉保健部

母子寡婦福祉資金貸付金、児童福祉施設負担金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還金、心身障害者扶養共済事業費負担金

ウ 農林水産部

農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、林業改善資金貸付金

エ 商工労働部

小規模企業者等設備導入資金貸付金

オ 土木建築部

県営住宅使用料、認可外砂利生産物採取料等、中城湾港施設使用料

カ 病院事業局

医業未収金（診療費個人負担分）

（2）談合違約金の管理

県発注の工事に関する談合違約金については、違約金を契約額の 10 パーセントから 5 パーセントに減ずること、5 年間の分割納付を認めること等の和解が成立し、債権放棄による不納欠損処理が行なわれた。

今後は、分割納付計画に基づく違約金及び廃業等により収入未済となっているものに関して、適正な管理と回収に努める必要がある。

なお、談合違約金の各部局の管理状況は、下記のとおりである。

	分割納付計画額	収入未済額
ア 土木建築部	1,123,336,532円	352,921,415円
イ 農林水産部	670,421,933円	21,860,222円
ウ 福祉保健部	23,851,015円	0円
エ 商工労働部	168,398,336円	2,157,902円
オ 文化観光スポーツ部	23,373,844円	0円
カ 教育庁	537,568,700円	98,745,977円
キ 企 業 局	466,391,559円	173,586,000円
ク 病院事業局	297,145,244円	0円
計	3,310,487,163円	649,271,516円

（3）現金の取扱い等

職員等の現金の取扱いが不適切となっていたもの、納入通知書の遅れにより収入時期が遅れていたものがあった。また、名護県税事務所において現金亡失が発生した。

現金については、地方自治法及び財務規則等の規定に則り厳格に取り扱う必要がある。

収納事務については、調定・納付書の発行を適切に行う必要がある。

2 支出事務の適正化について

（1）給与の支出事務

職員手当については、毎年多くの過不足払いが指摘されている。（平成 22 年度 30 件、過払い額 6,480,960 円、不足払い額 507,759 円）

これらのことことが発生した理由としては、職員の給与事務の習熟度不足に起因するもののほか、認定事務におけるチェックミス、支給要件の変更による届出がなされていないものなどであった。

給与事務については、毎年一斉点検日を設けて全庁的に事後確認を行うシステムを構築するなど、内部牽制体制を強化する必要がある。

また、全職員へ扶養手当などの諸手当の支給要件や変更届出について、一層の周知を図る必要がある。

(2) その他の支出事務

検査調書が作成されていなかったもの、支出負担行為が遅れていたもの、切手等を必要以上に保有し翌年度に持ち越されていたものがあった。

また、電気料金を期限内に支払わなかつたことから、遅収加算額が生じ不経済支出となっていたものがあった。

支出事務に当たっては、チェック機能を強化し適切な事務処理に努める必要がある。

3 契約事務の適正化について

パソコンコンピュータ等の賃貸借契約で覚書等により単年度契約を繰り返していたもの、入札契約手続きが不適切となっていたもの、入札により契約をすべきところを随意契約としていたものがあった。

また、委託費の予定価格の積算が過大となっていたもの、被服の貸与に当たって不適切な取扱いとなっていたものがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多かった。関係法令の確認の徹底を図り、適切な事務処理に努める必要がある。

4 財産管理の適正化について

工事請負費で取得した財産や重要備品が、公有財産台帳・備品台帳に登録されていないもの、公用車両の年間稼動日数が少なく利活用が図られていないものがあった。

また、県有財産が未利用となっているもの、施設の稼働率が低く有効活用がなされてないものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、良好な管理と効率的な利活用に努める必要がある。

5 事務処理の適正化について

文書管理システムの利用が低迷しているもの、モノレールの乗車カードの管理が不適切となっているもの、特例民法法人への検査が実施されていないものがあった。

県立病院の診療報酬請求事務におけるレセプトの過誤返戻率は、前年度に比べ 0.36 ポイント悪化していた。また、薬品の実地たな卸で、在庫管理システムと在庫数の誤差が多額で不適切な在庫管理となっているものがあった。

今後は、システムの有効活用や物品等の管理を適切に行なうとともに、関係法令に基づいた事務処理に努める必要がある。

6 会計事務の適正化について

長期継続契約で契約すべきのもの、納品時における検査が不適切となっていたものが数多くあった。また、現金の取扱いが不適切となっていたものがあった。

適正な予算執行事務が行われるよう、改めて制度や規則の周知を図っていただきたい。

また、出納機関のチェックが有効に機能するよう取り組むとともに、指導監督を強化する必要がある。

第4 部局別の指摘事項

総務部

1 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

○ 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ421,195,182円減少している。

しかし、依然として多額であるため、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

					(円、%)
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成22年度	96,604,685,100	92,435,661,382	458,958,472	3,812,090,073	95.7
平成21年度	99,868,244,599	95,275,398,297	378,203,244	4,233,285,255	95.4
対前年度比	96.7	97.0	121.4	90.1	—

(税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

○ 土地貸付料について、収入未済額は、前年度に比べ2.3%減少している。しかし、依然として多額であるため、県有地貸付料滞納整理事務処理要綱に基づき、引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
土地貸付料	71,855,186円	9.3%	△2.3%

(管財課)

② 現金亡失について

平成22年10月29日に収納した現金を所内金庫に保管したが、平成22年11月1日に金融機関に払い込むため、現金を確認したところ1,364,600円が亡失していた。

現金の安全な管理を徹底する必要がある。

この件については、1年以上経過したが、まだ解決に至っていない。 (名護県税事務所)

③ 建物貸付料の遅延金について

石垣市に貸し付けている八重山土木事務所旧庁舎について、納付期限までに貸付料を納付しない場合には、遅延金を支払う旨契約書に規定されているにもかかわらず、徴収していなかった。

(八重山事務所総務課)

[支 出]

① 紙与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため、31,344円が過払いとなっていた。 (管財課)

○ 勤勉手当の支給に当たって、基準日に休職している職員には支給できないが、同手当を支給したため、43,088円の過払いとなっていた。 (自治研修所)

② 旅費が過払いとなっていたもの

ホテルパックを利用した場合は、算定式により算出した航空賃を支給すべきであるが、算定を誤り、往復割引の額を支給したため、航空賃が36,700円の過払いとなっていた。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。 (自治研修所)

③ 役務費の執行が適正でなかったもの

平成23年3月31日現在、郵便切手2,178,800円相当額及び印紙687,700円相当額を保有しており、翌年度へ持ち越されていた。 (自動車税事務所)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

除菌用アルコールの購入に当たり2者から見積書を徴しているが、一方は噴霧用高濃度エタノール、もう一方は手指用除菌アルコールとなっている。濃度や用途の異なる比較となっており、不適切なものとなっていた。 (八重山事務所総務課)

② 一括契約によるべきもの

原水槽ポンプ取替委託（予定価格999,000円）と調整槽ポンプ取替委託（予定価格999,000円）の契約において、関連工事として一括して入札することができたが、分割契約していた。 (八重山事務所総務課)

2 事務に関する事項

① システムの改善を求めるもの

平成22年度の文書管理システムについては、運用保守管理業務委託料17,248,350円を支出しているにもかかわらず、システムを利用した電子決裁率は、全体で18.8%と低率となっている。運用状況を分析し、見直しを含めた対策を講じる必要がある。 (総務私学課)

企画部

1 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、41,547円が過払いとなっていた。
(統計課)

○ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇から引き続き産前産後休暇にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため、106,615円が過払いとなっていた。
(統計課)

○ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の就職に伴う現年度分の返納処理はなされていたが、過年度分の処理がなされていなかったため、扶養手当、期末手当合計180,021円が過払いとなっていた。
(農業研究センター名護支所)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

被服等を貸与するに当たっては、「沖縄県職員の被服等貸与規程の運用状況と是正すべき事項について」(人事課長通知)により、現物を貸与すべきであるにもかかわらず、定額を負担し、職員に購入させるなど不適切な処理をしていた。
(農業研究センター石垣支所)

② 契約内容が不適切であったもの

試験研究補助農作業等業務委託について、「委託契約」との名称となっているが、実態は受託者の労働力の提供が主たる目的の契約であり、このような契約は適切な委託契約ではないことから、今後このような委託契約を行わないこと。
(農業研究センター宮古島支所)

[財 産]

① 財産の登録がなされていなかったもの

地下浸透海水の取水管敷設工事及び取水ポンプ設置工事に伴い取得した財産が、公有財産台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。
(水産海洋研究センター石垣支所)

② 公有財産の有効活用に努力を要するもの

沖縄県工業技術交流センター（講堂）の利用率は、平成21年度が8.37%、平成22年度が3.75%と低率である。行政財産の有効活用の観点から、利用率の向上に努める必要がある。

(工業技術センター)

環境生活部

1 財務に関する事項

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

○ 「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査キット」購入の入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。今後、適切な入札手続きに十分留意する必要がある。

(中央食肉衛生検査所)

○ 「庁舎警備業務委託」に係る指名競争入札において、地方自治法施行令第167条の2第2項により、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約する場合は、予定価格を変更できないにもかかわらず予定価格を上回る価格で契約していた。(動物愛護管理センター)

② 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約による、と畜検査データ処理電算機器の賃貸借契約（予定価格1,130,220円）について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが、2者から見積もりを徴し随意契約していた。

(中央食肉衛生検査所)

[財 産]

① 財産の登録がなされていなかったもの

購入した公用車両が、備品台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(生活衛生課)

福祉保健部

1 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額に上っているもの、または増加しているものが次のとおりあった。滞納整理表により滞納者の状況を把握し、督促状の発出や文書等による催告を行い、適切な債権管理に努めるとともに、債権管理マニュアルに基づき徵収に努力する必要がある。

事　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
母子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	300, 244, 896円	63. 8%	△1. 2%
違約金及び延納利息	4, 960, 413円	80. 0%	△5. 8%
(青少年・児童家庭課、各福祉保健所)			
児童福祉施設負担金			
	139, 563, 666円	92. 3%	3. 4%
(青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)			
児童扶養手当返還金			
	109, 686, 718円	96. 8%	5. 3%
(青少年・児童家庭課)			
生活保護費返還金			
	139, 682, 856円	64. 2%	24. 7%
(福祉・援護課、各福祉保健所)			
心身障害者扶養			
共済事業費負担金	17, 918, 060円	65. 6%	△0. 1%
(障害保健福祉課)			

② 現金の取扱いが適正でなかったもの

- 現金を収納させるため、金銭分任出納員を置く場合は、職員のうちから当該部局の長又はかい長が任命し、直ちに会計管理者又は出納員に通知しなければならないが、任命されていない職員が母子寡婦福祉資金貸付金の償還金を集金していた。財務規則に基づき適正な手続きをとる必要がある。
(宮古福祉保健所)
- 現金の取り扱いは、出納員等職員に限定されているにもかかわらず、嘱託員の母子福祉協力員に母子寡婦福祉資金貸付金の集金をさせていた。
(南部福祉保健所)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

- 職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。
- なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

- 扶養手当の支給について、別居している父母等への送金額については、世帯全収入の3分の1以上でなければならないが、下回っていたため、職員Aについて784,105円、職員Bについて160,028円、職員Cについて212,637円、職員Dについて152,889円、職員Eについて459,243円の過払いとなっていた。 (福祉保健企画課、中央児童相談所、北部福祉保健所)

- 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため、64,711円が過払いとなっていた。 (身体障害者更生相談所)

農林水産部

1 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。滞納者に対する訪問指導を強化し、実態把握に努めるなど債権管理マニュアルに基づき、徴収に努力する必要がある。

事　　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
農業改良資金			
貸付金元利収入	523,310,555円	90.4%	△3.7%
違約金及び延納利息	83,239,725円	99.6%	△0.3%
(農政経済課)			
沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	74,627,935円	59.4%	△17.0%
違約金及び延納利息	2,325,346円	60.3%	10.6%
(水産課)			
林業改善資金			
貸付金元利収入	48,495,000円	83.3%	1.3%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
(森林緑地課)			

[支 出]

① 紙与が不足払いとなっていたもの

期末手当の支給にあたって、育児休業期間の期間率(2分の1)を算定していなかったため、106,409円の不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(漁港漁場課)

② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額11,981円が不経済支出となっていた。

(農業大学校)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

給食業務委託契約について、プロポーザル方式で業者を選定する場合、予算執行伺い後に公募を行うべきにもかかわらず、平成22年4月1日の予算執行伺い前に受託業者を公募・選定していた。

(農業大学校)

② 一括契約によるべきもの

石垣漁港用地舗装工事については、130m離れた2箇所の工事を一括して入札ができたが、分割して発注していた。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

③ 契約方法について改善を要するもの

松くい虫薬剤防除事業及び伊是名村保安林保育事業の委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当せず、入札に付すべきものを随意契約していた。

(北部農林水産振興センター森林整備保全課)

2 事務に関する事項

① 特例民法法人の検査がなされていなかったもの

財団法人沖縄県畜産振興基金公社については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく検査が平成16年度以降実施されていなかった。

(畜産課)

商工労働部

1 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額で、前年度より大幅に増加していることから、経営指導の強化を通じ、債権回収促進を進めるほか、滞納者の実態把握に努め法的措置の執行なども検討し、より一層徴収に努力する必要がある。

事　　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	7,332,924,668円	93.5%	76.9%
違約金及び延納利息	58,787,644円	94.5%	△4.5%

(経営金融課)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

○ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業にはいったことにより、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないので支給できないが、同手当を支給したため職員Aについて49,586円、職員Bについて49,825円、職員Cについて110,927円が過払いとなっていた。 (商工振興課、労政能力開発課、具志川職業能力開発校)

○ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇等による除算期間を誤ったため、職員Aについて54,945円、職員Bについて97,642円不足払いとなっていた。 (産業政策課)

② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

工芸技術支援センターの電気料金を支払期限を過ぎて支払ったため、遅収加算額2件合計13,918円が不経済支出となっていた。 (商工振興課)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

自動車整備科教材用自動車購入に係る入札において、委任された者の記名押印がない入札書の確認が適正に行われていなかった。今後、適切な入札手続きに十分留意する必要がある。

(具志川職業能力開発校)

② 契約方法について改善を要するもの

公用車両2台の賃貸借契約（予定価格1,040,400円）について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが随意契約していた。また、財務規則第138条第2項により予定価格調書を作成するべきだが作成していなかった。 （浦添職業能力開発校）

[財産]

① 貢産の登録がなされていなかったもの

サポートティング産業誘致型賃貸工場の共用機器4点が、備品台帳に登録されていなかった。また、おきなわソフト開発促進事業委託において取得したプロジェクター等について備品台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。（企業立地推進課、情報産業振興課）

文化観光スポーツ部

1 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

週3回勤務の再任用短時間勤務職員がバス通勤を行っている場合には、週3回の算定による回数券の方が経済的である。しかし、平成20年度は回数券によるが週5回で算定し、平成21年度及び平成22年度は定期券により算定していたため、合計で68,334円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。 （県立博物館・美術館）

土木建築部

1 財務に関する事項

[収入]

① 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅については、収入未済額は前年度より2.2%減少している。しかし、依然として収入未済額が多額であることから、引き続き、徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努めるとともに、法的措置を含む徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
県営住宅使用料	725,060,405円	13.1%	△2.2%

(住宅課)

② 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額のもの及び増加しているものが次のとおりあった。滞納者の経営状況など実態を把握し、徴収に努力する必要がある。

事　　項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
砂利採取に伴う生産物採取料	6,199,200円	4.9%	100.0%
認可外砂利生産物採取料	16,683,829円	100.0%	100.0% (海岸防災課)
中城湾港施設使用料	16,077,285円	18.7%	303.9% (中城湾港建設事務所)

③ 請求事務が不適切であったもの

通信ケーブル等の道路占有許可をしたにもかかわらず、納入通知書の発行を怠り、道路占用料128,812円の納入が約1年遅れていた。
(北部土木事務所)

[支　出]

① 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

○ 扶養手当の支給にあたって、父親の所得額の確認が十分でなかったため81,562円の過払いとなっていた。
(土木企画課)

○ 勤勉手当の支給にあたって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず手当を支給したため、職員Aについて40,481円、職員Bについて92,531円が過払いとなっていた。
(建築指導課)

② 旅費が過払いとなっていたもの

旅行命令簿上の出発日以前に目的地に到着していたが、目的地までの移動にかかる旅費を支給したため、32,790円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(北部土木事務所)

[契 約]

① 契約事務が適正でなかったもの

新石垣空港消防車庫及び管理事務所新築工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事を行うにもかかわらず、委託業務の完了検査（平成23年3月8日）前に工事にかかる執行伺い（平成23年1月31日）を行っていた。

（新石垣空港課）

② 一括契約によるべきもの

- 県営住宅工事台帳等管理に伴うパソコンコンピュータ（予定価格977,920円）及びサーバー（予定価格858,060円）を賃借するに当たって、別々に随意契約で長期継続契約を締結しているが、一括による競争入札とする必要がある。

（施設建築課）

- 椅子30脚を購入するに当たって、15脚に分割し、同日に1者見積もりにより発注を行った。

（宮古土木事務所）

③ 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約による公用車両の賃貸借契約（予定価格2,809,800円）について、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札に付すべきであるが随意契約していた。

（港湾課）

[工 事]

① 工事費の積算について留意を要するもの

久米島一周線道路改良工事において、契約前の仮設工（土留めのH鋼杭）6ヶ月分の賃料を含めて積算していた。

（南部土木事務所）

[財 産]

① 財産の登録がなされていなかったもの

与那国空港予備発電設備製造及び設置工事に伴い取得した予備発電設備、新石垣空港電源局舎新築工事に伴い取得した地下燃料タンク等が、公有財産台帳に登録されていなかった。

識名トンネル記録映画撮影業務委託に伴い取得した映画フィルムが、備品台帳に登録されていなかった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

（空港課、新石垣空港課、南部土木事務所）

2 事務に関する事項

① モノレール乗車カードの管理が不適切であったもの

モノレール乗車カードについて、カードの所在を確認することができないものや、使用簿への記載がなされないまま職員に交付されているものがあった。

（都市計画・モノレール課）

出納事務局

1 財務に関する事項

① 給与が過払いとなっていたもの

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、採用前に臨時任用職員として勤務していた職員の在職期間の算定を誤ったため、54,002円が過払いとなっていた。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

(物品管理課)

企業局

1 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、別居している母親の認定は世帯の総収入で算定すべきところ、同居している父親の収入を加味しなかったため、扶養手当及び期末手当が726,550円の過払いとなっていた。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

(総務企画課)

[契 約]

① 契約方法について改善を要するもの

施工管理業務委託契約において、前年度受託業者と特命随意契約を締結していた。

特命随意契約の理由に乏しいことから、競争入札を検討する必要がある。 (建設計画課)

2 事務に関する事項

① 被服等貸与規程の適用を誤ったもの

沖縄県企業職員被服等貸与規程は、非常勤職員を除く職員について貸与することが定められているにもかかわらず非常勤の嘱託員へ貸与していた。 (総務企画課)

病院事業局

1 財務に関する事項

[収 入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

平成22年度末における医業未収金(個人負担分)は1,872,791,356円となっており、前年度末より20,963,351円(1.1%)増加している。「沖縄県診療費個人負担分未収金対策要綱」に基づき未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力が必要である。

(県立病院課、各県立病院)

② 財産貸付料等未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

病院内における施設の貸与に係る財産貸付料等の未収金が、平成22年度末で1,693,121円となっている。未収金の発生防止及び回収に努力する必要がある。
(北部病院)

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当等について、支給要件等の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

○ 扶養手当の支給に当たって、別居している母親の扶養親族認定は、職員の送金額が、母親の世帯の全収入（実母の収入と職員の送金額の合計）の3分の1以上の額でなければならぬが、母親の収入のみで判断したため、扶養手当と期末手当が合計443,204円の過払いとなっていた。
(県立病院課)

○ 扶養手当の支給に当たって、別居している母親の扶養親族認定において、世帯の総収入で算定すべきところ、同居している妹の収入を加味しなかつたため、扶養手当と期末手当が合計127,028円の過払いとなっていた。
(北部病院)

○ 扶養手当の支給に当たって、子を扶養親族として給与システムに入力する際、「配偶者がいる職員」を「配偶者がいない職員」と入力したため、支給額は1人6,500円とすべきところ、11,000円が支給され、扶養手当、期末手当及び地域手当が合計60,676円の過払いとなっていた。
(北部病院)

○ 扶養手当の支給に当たって、扶養親族である子の就職に係る届出が遅れたことにより6ヶ月分の戻入処理をしなければならないところ、2か月分の戻入処理をしたため、46,000円の過払いとなっていた。
(北部病院)

○ 単身赴任手当の支給に当たって、飛行機による経路に該当する場合は、交通距離に200kmを加算した距離で加算額を算定すべきところ、200kmを加算しなかつたため、132,000円が不足払いとなっていた。
(中部病院)

○ 期末手当の支給に当たって、育児休業による除算期間の算定を誤ったため、85,797円の不足払いとなっていた。
(南部医療センター・こども医療センター)

○ 扶養手当の支給に当たって、認定後に別居となった父親について、認定要件を欠いたにもかかわらず、届出がなかつたため、扶養手当と期末手当が合計47,599円の過払いとなっていた。
(南部医療センター・こども医療センター)

- 扶養手当の支給に当たって、給与システムへの認定取り消し時の入力ミスにより、誤って支給したため、扶養手当と期末手当が合計41,100円の過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

- 扶養手当の支給に当たって、11月途中に就職した配偶者に伴う手当を11月分までとすべきところ、12月分まで支給したため、扶養手当、期末手当、特地勤務手当及び地域手当が合計36,172円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

- 扶養手当の支給に当たって、別居している父母の支給要件の確認が十分でなかつたため、過去5年分の扶養手当、期末手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当が合計1,240,522円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

- 病気休暇により月に1日も勤務しなかったので、管理職手当を支給することができないにもかかわらず、管理職手当を支給したため、地域手当とあわせて合計252,864円の過払いとなっていた。

(八重山病院)

② 旅費が過払いとなっていたもの

赴任旅費の支払いに当たって、旧在勤地において宿泊した場合の着後手当は、旅行雑費定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額を限度とすべきであるが、4日分及び4夜分を支給したため、34,000円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(県立病院課)

[契約]

① 契約事務が適正でなかつたもの

初期研修医宿舎の賃貸借契約について、複数年にわたる契約としているが、債務負担行為や長期継続契約の手続きがなされていなかつた。

(南部医療センター・こども医療センター)

② 契約内容が不適切であったもの

医療情報科業務委託契約において、業務仕様書で示している医療情報の統計、報告書作成補助などの業務内容と、実際に行っている業務が異なつており、適切な契約内容となつていなかつた。

(南部医療センター・こども医療センター)

③ 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約によるパーソナルコンピュータ20台（予定価格3,225,600円）及び公用車（予定価格1,890,000円）の賃貸借契約において、財務規則第137条の2第3号に定める額をこえており、入札すべきであるが、随意契約となっていた。

(精和病院)

2 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

平成22年度におけるレセプトの過誤による返戻率は1.33%で、前年度に比べて0.36ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(県立病院課、各県立病院)

② 薬品の管理が不適切となっていたもの

薬品の在庫管理が不適切となっていたため、実地たな卸において、薬品管理システムの残高と在庫数との間に、38,535,261円の誤差が認められた。また、平成21年度の実地たな卸の誤差18,537,402円が両年度の決算収支に影響を与えていた。誤差が生じた原因を究明し、適切な在庫管理のための内部牽制体制を強化する必要がある。

(八重山病院)

教育庁

1 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

○ 母親について扶養手当を受給している職員が、配偶者を有するに至った場合、届け出なければならないが、これを怠り母親の扶養手当が減額されなかつたため扶養手当、期末手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当の合計で94,400円が過払いとなっていた。

(八重山高等学校)

○ 扶養手当の支給に当たって、認定後に年金の受給開始や就職により、認定要件を欠いたにもかかわらず、届出が遅れたため、扶養手当、期末手当の合計で、職員Aについて96,850円、職員Bについて137,310円が過払いとなっていた。

(前原高等学校)

○ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤つたため、30,966円が不足払いとなっていた。

(美咲特別支援学校)

[契 約]

① 予定価格の積算が過大となっていたもの

IT教育センターネットワークシステム管理及び機器保守業務委託（予定価格48,139,623円）、IT教育支援システム運用保守管理及び機能改善業務委託（予定価格18,180,855円）の積算において、2008年度版の単価を基礎としたこと、及び1日の勤務時間の捉え方を誤ったことにより、それぞれ1,358,804円、887,697円が過大積算となっていた。（総合教育センター）

[財 産]

① 公有財産の有効活用に努力を要するもの

- 北部工業高校との統合により平成19年4月から未利用となっている名護商業高校跡地については、警備委託費などの管理費を年間300万円余り支払っており、早期に利活用を検討する必要がある。（施設課）
- 教育関係職員の研修を効率的に実施することなどを目的に設置された宿泊棟について、利用率（5.88%）が少なく、その利活用が図られていなかった。利活用を検討する必要がある。（総合教育センター）

警察本部

1 財務に関する事項

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、別居している父母の扶養親族認定は、職員の送金額が、父母世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならないが、母親の雑収入を加味していなかつたため、扶養手当と期末手当合計347,209円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

（浦添警察署）

② 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額22,968円が不経済支出となっていた。（八重山警察署）

各部局共通

1 財務に関する事項

[支出]

① 消耗品の購入に当たって検査体制が不適切であったもの

平成22年4月に財務規則が改正され、納品検査体制及び検査調書作成基準を見直し、内部牽制体制の強化が図られた。

しかしながら、不適切な事務処理が次のとおりあった。

3万円以上の消耗品・切手等の購入に関しては、検査調書を作成することとなっているが、検査調書が作成されてないものがあった。

ア 企画部（農業研究センター名護支所）

イ 環境生活部（環境政策課）

ウ 福祉保健部（看護大学、中央児童相談所）

エ 病院事業局（宮古病院）

オ 企業局（久志浄水管理事務所）

また、消耗品の購入に際し納品を確認する検査員は、予算執行伺いを行った職員以外の職員がすることになっているが、同一人が予算執行伺いと納品検査をしていたものがあった。

ア 福祉保健部（中央児童相談所、コザ児童相談所）

② 支出負担行為が遅れていたもの

補助金については、交付決定をするときに、また、委託の執行に当たっては、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが3ヶ月から8ヶ月遅れていた。

ア 知事公室（基地対策課）

イ 企画部（海洋深層水研究所）

ウ 環境生活部（県民生活センター）

エ 福祉保健部（福祉・援護課）

オ 農林水産部（農地水利課、栽培漁業センター）

カ 文化観光スポーツ部（文化振興課）

[契 約]

① 長期継続契約等で契約すべきもの

翌年度以降にわたり公用車両やパーソナルコンピュータ等の賃貸借を行う場合は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づき長期継続契約として賃貸借契約を締結するか、債務負担行為により複数年の契約をする必要があるが、覚書等により長期にわたる賃貸借契約となっており、適切な事務処理となっていたなかった。

今後は、翌年度以降にわたる契約を締結する場合において、条例に基づく長期継続契約の締結か、債務負担行為による複数年の契約を締結する必要がある。

なお、長期継続契約に当たっては、契約期間の総額で積算した予定価格により、財務規則に基づいた入札等の方法で、契約を締結する必要がある。

- ア 知事公室（秘書課、防災危機管理課）
- イ 企画部（農業研究センター、畜産研究センター）
- ウ 環境生活部（生活衛生課、北部食肉衛生検査所）
- エ 福祉保健部（高齢者福祉介護課、青少年・児童家庭課、宮古福祉保健所、コザ児童相談所、中央児童相談所、北部福祉保健所、若夏学院）
- オ 農林水産部（八重山農林水産振興センター農業改良普及課・家畜保健衛生課、南部林業事務所）
- カ 土木建築部（土木企画課、南部土木事務所、県ダム事務所、下水道管理事務所、下地島空港管理事務所、新石垣空港建設事務所）
- キ 企業局（建設計画課）
- ク 病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）

[財 産]

① 公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車両の年間稼働日数（16日から46日）が少なく、利活用が図られていないものがあった。

- ア 知事公室（基地対策課）
- イ 福祉保健部（南部福祉保健所）
- ウ 農林水産部（南部農林土木事務所、中部農業改良普及センター）
- エ 商工労働部（情報産業振興課）
- オ 警察本部（交通規制課）